2021 年 3 月 25 日改定

定　　款

オンコリスバイオファーマ株式会社

Oncolys BioPharma Inc.

定　　款

第１章　　総　　則

（商号）

第 １ 条　当会社は、オンコリスバイオファーマ株式会社と称する。また、英文では、Oncolys BioPharma Inc. と表示する。

（目的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．腫瘍殺傷ウイルスの研究・開発・製造・販売・輸出入

２．医薬品及び癌検査薬の研究・開発・製造・販売・輸出入

３．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 ３ 条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第 ４ 条　当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

（機関）

第 ５ 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監 査 役

（３）監査役会

（４）会計監査人

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第 ６ 条　当会社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第 ７ 条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

（招集）
第 13 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）
第 14 条　株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（決議の方法）
第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使するこ

とができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 17 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章 取締役及び取締役会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役は、８名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 25 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 26 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第 27 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章 監査役及び監査役会

（員数）

第 28 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 29 条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 30 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任し

た監査役の任期の満了する時までとする。

３．会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。

４．前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 34 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）

第 35 条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章 計 算

（事業年度）

第 36 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第 37 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 38 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。